





10/22 企画課 企画係 向山 様 様

		課 室 名		経営政策課		
起 案 日		平成 24 年 10 月 19 日		決 裁 日		
		平成 24 年 10 月 22 日				
課 内		検 討 者				決 裁 者
担 当 者	起案責任者					課長補佐兼 市民協働係長
	 Tel3031					
市民協働係		意見				
		合 議 者				
		意見				
広報のべおかへの掲載		要	・	⊖	ホームページへの掲載	要
						・
						⊖

件 名 平成25年度 一般コミュニティ助成事業に係る申請書の提出について

一般コミュニティ助成事業につきまして、別紙のとおり申請書一式を企画課へ提出します。

記

1. 申請のあった区 沖田第2区 (区長 )
2. 事業概要 沖田町第一街区公園に屋外拡声親機設備、沖田町公園(沖田二区ふれあい広場)に屋外拡声受信機設備をそれぞれ設置する。
3. 事業目的 放送伝達設備を整備し、地区内の伝達事項や行事案内、災害時の緊急放送を行うことで、「地区のコミュニティ活動の促進」及び「災害時の迅速な情報伝達による住民の安全の確保」を図る。
4. 提出書類
 - 1) 助成申請書
 - 2) 添付書類
 - ・沖田第2区 区則
 - ・沖田第2区 平成24年度活動計画書
 - ・沖田第2区 平成24年度予算書 (裏面へ続く)

・コミュニティ助成備品管理運営規定案、備品台帳案

・見積書

・公図、土地登記簿本

・土地使用承諾書(都市計画課発行)

3)申請総括表

4)提出前チェック表

5)申請概要書

5. 当事業を経営政策課から申請する経緯

通常、コミュニティ助成事業を活用した地区放送設備の整備については、主に公民館が事業主体となっていたため、申請の窓口を社会教育課が担ってきた経緯があった。今回のケースでは、沖田第2区が公民館組織を持たず、区(自治会)を事業主体としているため、区に係る業務を管轄とする経営政策課が申請をおこなうものである。

以上



延 経 第 号
平成 2 4 年 1 0 月 日

財団法人 自治総合センター
理事長 二橋 正弘 殿

宮崎県 延岡市長 首藤 正治 印

コミュニティ助成事業 助成申請書 (第)

○	一般コミュニティ助成事業
	コミュニティセンター助成事業
	青少年健全育成助成事業
	地域防災組織育成助成事業 (区分ア)
	地域防災組織育成助成事業 (区分イ)
	共生の地域づくり助成事業

別記のとおり標記に関する事業を行いたいので、助成されるよう申請します。

連絡責任者

所 属	延岡市役所 企画部 経営政策課 市民協働係
職・氏名	主事 兼森 大樹
電 話	0 9 8 2 - 2 2 - 7 0 7 9
F A X	0 9 8 2 - 2 2 - 7 0 9 0
電子メール	kyodo@city.nobeoka.miyazaki.jp

1. 事業実施主体

都道府県名	宮崎県	市(区)町村名	延岡市	
1. 組織の名称	沖田第 2 区			
2. 事業所所在地 (電話番号)	[REDACTED]			
3. 代表者氏名	[REDACTED]			
4. 結成年月日	昭和 51 年 12 月 1 日			
5. 市(区)町村人口 及び 本件該当地域の人口	市(区)町村人口	129,341 人 (2012 年 9 月現在)	本件該当地域	567 人 (2012 年 9 月現在)

2. 事業実施主体として認められることの説明

沖田第 2 区は地縁による自治組織であり、防犯・防災、環境改善及びスポーツイベント、敬老祝などの各種レクリエーションを通じて住民の親睦を図るとともに、区内各種団体とのコミュニティ活動を実践している。以上のようなことから、本市におけるコミュニティ組織として認められるため、事業実施主体の資格を有する。

3. 助成申請額

事業費総額 (A)	一般財源等充当額 (B)	助成申請額 (A-B)						
1,977,150 円	77,150 円	1	9	0	0	0	0	0 円

*一般財源等充当額 (B) の財源内訳

①沖田第 2 区自主財源	②	③	④
77,150 円	円	円	円

4. 助成申請事業の実施計画

(1) 事業の目的、助成を必要とする理由

○事業の目的

沖田第一街区公園に設置した屋外拡声親機設備から、沖田町公園（通称 沖田二区ふれあい広場）に設置した屋外拡声受信機設備に無線送信、高出力拡声器で地区全域に出力し、地区内の伝達事項や行事案内、災害時の緊急放送を行うことで、「地区のコミュニティ活動の促進」及び「災害時の迅速な情報伝達による住民の安全の確保」を目的とする。

○助成を必要とする理由

沖田第 2 区は市の中心部から南に位置し、市南部を流れる沖田川に程近い 2 2 5 世帯・人口 5 6 7 人にて構成される地区である。当区では公民館施設を有しておらず、自治会を中心に防犯・防災、環境改善、スポーツ、敬老祝賀会等各種のコミュニティ活動に精力的に取り組み、明るく住みよいまちづく



りを目指している。また、そうした活動を通じて地区住民の交流や親睦を深めるとともに、住民相互の連携強化を図っているところである。

しかし、コミュニティ活動の広報はこれまで回覧・ハンドマイクによって行われており、活動の中核を担う役員が高齢化している当区においては、情報の伝達に大変な時間と労力を要している。また、当区は海岸線より 1.5 km 地点に位置し、海拔 7 m 以下の区域が 55% を占めること、大雨により沖田川周囲の低地が度々冠水してしまうことなどから、地震や台風といった災害時における正確かつ迅速な情報提供手段の構築が喫緊の課題となっている。

今回計画している無線放送設備の整備により、地域住民に対するコミュニティ活動の細やかな情報提供が可能となり、地区のコミュニティ活動が一層促進されるとともに、災害時のスピーディーな情報伝達の実現が期待されるが、財政的に区単独予算での設置は非常に困難な状況であるため、設置に対する助成が必要となっている。

(2) 事業計画の内容、事業収支の内訳

収入内容				金額 (円)	備考
コミュニティ助成金				1,900,000	
沖田第 2 区自主財源				77,150	
事業収入合計				1,977,150	
番号	備品・設備名	数量	単価	金額 (円)	保管場所・設置場所
1	屋外拡声親機設備一式	1 式		841,000	沖田第一街区公園
2	屋外拡声受信機一式	1 式		672,000	沖田町公園 (沖田二区ふれあい広場)
3	電気工事	2 式	45,000	90,000	
4	取り付け工事・取り付け調整	2 式	50,000	100,000	
5	その他の雑材	2 式	20,000	40,000	
6	諸経費	1 式		40,000	
7	防災無線連動機器 (若葉南)	1 式		100,000	
8	消費税	1 式		94,150	
事業支出合計 (事業費総額)				1,977,150	

【保管場所・設置場所についての説明】

① 所在地

- 宮崎県延岡市沖田町 2 5 3 1 番 1 2 4

沖田第一街区公園 …屋外拡声親機設備

- 宮崎県延岡市沖田町 2 6 3 7 番 2 9

沖田町公園 (通称 沖田二区ふれあい広場) …屋外拡声受信機設備

② 土地・建物の所有者

延岡市

③ 保管場所・設置場所として妥当な理由

この二地点に放送設備を設置することで、区内の隅々まで効率的に放送を伝達することができる。また、市の所有地であるが、設置の目的が市の事業と密接な関係を持っていることから、使用料の減免等の措置が可能であるため。

(3) 事業効果

電話や口頭での情報伝達にはない迅速かつ正確な情報伝達が可能になり、自治会行事への参加者が増加するとともに、災害発生時の避難情報等を各戸へスムーズに周知することができる。

(4) 事業実施の開始予定及び終了予定

開始予定 平成 25 年 10 月 1 日
終了予定 平成 26 年 3 月 5 日

5. 宝くじの社会貢献広報の仕方

(1) 市(区)町村の広報誌への掲載

広報誌の名称	掲載時期	発行予定日
広報のべおか	平成 26 年 3 月号	平成 26 年 3 月 1 日

(2) 購入備品、設備、印刷物等への広報表示

番号	備品・設備名	表示場所	大きさ(縦×横)
1-1	アンプ収納ケース	本体前面	8cm×10cm
1-2	マイク収納ケース	本体前面	〃
1-3	ウォールアンプ	収納ケース内アンプ前面	〃
1-4	マイクロホン	収納ケース内マイクロホン前面	〃
2-1	アンプ収納ケース	本体前面	〃
2-2	ウォールアンプ	収納ケース内アンプ前面	〃

6. 添付資料(「必要書類一覧表」を参照の上、不足資料のないようにして下さい)

	書類名	必要書類	添付書類	備考
1	申請書(別記様式第 1 号)	○	○	
2	事業実施主体規約	○	○	
3	事業実施主体の平成 24 年度事業計画及び予算書	○	○	
4	管理運営規程(案)	○	○	
5	金額積算根拠	○	○	
6	土地登記簿謄本	○	○	

7	公図	○	○	
8	土地が使用できる根拠書類	○	○	
9	建物が使用できる根拠書類	-	-	
10	建物工事に関する図面	-	-	
11	財源に関する資料	-	-	
12	議事録 (総会資料等)	-	-	
13	その他	-	-	

沖田第2区 区則

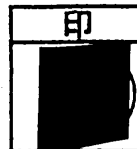
頁／全頁 1／5
制定日 1976年12月1日
改訂日 2005年4月23日

沖 田 第 2 区
区 則

表紙 1 頁
区則 2~4 頁
改訂履歴 5 頁

発行 宮崎県延岡市 沖田第2区(事務局 区長)

区長印





沖田第2区 区則

頁／全頁 2／5

制定日 1976年12月1日

改訂日 2005年4月23日

第1条 (名称及び事務局) 本区を沖田第2区と称し、事務局を区長宅に置く。

第2条 (目的) 本区は沖田第2区団地居住者(以下区民という)相互の親睦と生活の向上を図り、地域社会の発展に寄与する事を目的とする。

第3条 (構成) 本区の構成は次の通りとする。

- (1) 本区は区民をもって構成する。
- (2) 構成単位は6組とし更に組毎に班をおくものとする。

第4条 (役員) 本区には、次の役員をおく。

- (1) 区長1名 (2) 会計1名 (3) 組長6名 (4) 会計監査1名
- (5) 選挙管理委員6名(各組1名) (6) 専門部員

第5条 (役員の任務) 本区役員の任務は次の通りとする。

- (1) 区長は区を代表し、区全般の世話に当り、区則に従い、市政連絡員等の関係管理業務のほか、区長としての業務を行う。
- (2) 会計は区長の命を受け、本区の経理業務を担当し、金銭の出納帳簿記録、保管の責に任じ、区長不在の時は、区長業務を代行する。
- (3) 組長は区長を補佐し組を代表して、役員会における区行事等の企画立案に参画する。又組内においては、区則に従い組の世話活動に当る。
- (4) 会計監査は、区の金銭出納について、年1回以上の監査を行い、その結果を区民に報告する。
- (5) 班長(月当番)は組長を補佐し班の世話活動に当る。
- (6) 選挙管理委員は、区長選出の公表、受付、選挙の管理を行う。
 - ① 公表は、任期満了の50日前に行う。
 - ② 公表期間は、10日間とし、受付期間は、公表より10日以内とする。
- (7) 専門部員は、行事内容が煩雑であるもの、又は専門的であるものについて企画、立案、実施について援助する。

第6条 (役員の選出) 本区の役員選出は次の通りとする

- (1) 区長の選出は次の通りとする。
 - ① 区長の選出は区民(世帯主)3名以上の推薦による立候補制とする。
 - ② 立候補者が複数の場合は、区民全員(世帯主)の直接無記名投票により最高点者1名を選出する。
 - ③ 立候補が無い場合は役員会で推薦する。
- (2) 会計は区長の推薦とする。
- (3) 組長は原則として、各組の輪番制選出とする。
- (4) 会計監査は前年度の会計が行う。
- (5) 班長(月当番)は原則として、輪番制選出とする。
- (6) 選挙管理委員会は原則として、組長が選出とする。(各組)
- (7) 専門部員の選出は、必要がある場合、役員会で選出とする。

第7条 (役員の任期) 本区役員の任期は次の通りとする。

- (1) 区長の任期は次の通りとする。
 - ① 区長の任期は、1ヵ年とし3月に改選し、4月1日付で就任する。

- ②やむをえず、区長辞任の場合は、残在期間が6ヶ月以内の場合は役員会で後任者を決定する。但し、残在期間が6ヶ月以上の場合は第6条(1)項により後任者を決定する。
- (2)会計の任期は区長の任期に準ずる。
 (3)組長の任期は1ヵ年とする。
 (4)会計監査の任期は1ヵ年とする。
 (5)班長(月当番)の任期は1ヶ月とする。
 (6)選挙管理委員の任期は1ヶ月とする。
 (7)専門部員の任期は必要期間とする。但し、区長の任期内とする。

第8条 (決議機関)本区の決議機関は次の通りとする。

- (1)代表者会議、この会議は区の最高決議機関とし、各班から2名あて選出された代表者で構成し、その3/4以上の出席で成立する。又出席者の2/3以上の賛同で決議する。
- (2)定例代表者会議は、原則として毎年4月区長が招集する。
- (3)臨時代表者会議については、組長の過半数の要請があったとき、又は区長が代表者会議の開催が適当と判断した場合は、臨時に代表者会議を開催する事ができる。
- (4)代表者会議の付議事項は次の通りとする。
 ①区の活動方針、活動計画、及びその結果報告。
 ②区の予算及び決算に関する事項、区費の改定、臨時会費等に関する事項。
 ③天災、地変による重大事故、若しくは生活環境に重大な影響が生じた場合の対策等に関する事項。
 ④区則の改廃に関する事項。
- (5)役員会は、役員をもって構成し、3/4以上の出席で成立する。又は、出席者の2/3以上の賛同で決議する。
- (6)役員会の付議事項は、次の通りとする。
 ①区運営に関する事項の企画立案、及び執行に関する事項。
 ②生活環境等に阻害される恐れのある事項。
 ③代表者会議で付議された事項、及び目的を同じくする関係団体(他地区等)との合同行事の件。
 ④専門部員の任免に関する事項。
 ⑤その他、区長が必要と判断した事項。
- (7)組常会は、代表者会議出席者の選出、その他組長が必要とする事項を議案する。

第9条 (区民の権利義務)本区区民の権利義務は次の通りとする。

- (1)役員を選出し、役員に選出される事。
 (2)区則並びに、区内行事に参加する事。
 (3)区則の範囲内で、区の運営について自由意見の具申、区会計帳簿の閲覧要求。
 (4)区則を遵守し、区の運営に協力すること。
 (5)区則に定める入会金、及び区費の納入をする事。

沖田第2区 区則

頁／全頁 4／5
制定日 1976年12月1日
改訂日 2005年4月23日

第10条 (弔慰金) 区民の不幸があった場合次の弔慰金を贈る。

- (1) 世帯主及び配偶者の死亡 5,000円
- (2) その他同居家族の死亡 5,000円

第11条 (役員手当) 役員手当金は次の通りとする。

- (1) 区長は月額5,000円とし、年1回原則として3月に支給する。
- (2) 会計は月額3,500円とし、年1回原則として3月に支給する。
- (3) 組長手当は年10,000円とする。

第12条 (金額の改定)

区費、役員手当、弔慰金の改定は代表者会議の承認を必要とする。

第13条 (区の運営費)

本区の運営に関する費用は、区民の拠出する入会金、区費、補助金、寄付金、利息等(以下収入金という)で賄う。

第14条 (収入金の受け入れ) 本区の収入金の受け入れ手続きは次の通りとする。

- (1) 本区の入会金は、1世帯当り1,000円とし入会時区長に納入する。
- (2) 本区の区費は、1世帯当り月額350円とし、6ヶ月分を、5月と10月の2回に分けて、現在の在籍者を対象に、月当番が集金し組長に納入する。
組長は、集金名簿を添えて会計に納入し領収印を受けるものとする。
- (3) 補助金、延岡市より区長が受領し会計に納入する。
- (4) 寄付金、寄付者より区長が受領し会計に納入する。
- (5) 利息金、毎年1回3月中に貯金先にて金利の記入を受けるものとする。

第15条 (会計) 本区の会計は次の通りとする。

- (1) 本区の出納業務は、会計がこれに当り、貯金先は、宮崎銀行と平原郵便局とする。
- (2) 本区の出納簿、及び各種証書(請求書、領収書等)は、会計が執行管理し、保管期限は5年間とする。
- (3) 本区の会計年度は4月1日から翌年3月31日とする。

第16条 (区則の改廃)

- (1) 本区則の変更(改廃)は代表者会議で承認決定する。
- (2) 本区則は平成17年4月23日より実施する。

付録(改訂、修正、申し合わせ事項)

1. 市以外の寄付及び斡旋品は、回覧しません。
2. 募金については、全て区費にて納入します。
(赤十字・赤い羽根・歳末助け合い・社会福祉協議会・緑の募金・祭延岡・
消防負担金・青少年育成会・春日・愛宕神社)
3. 貯金先の労働金庫より、宮崎銀行に変更
4. 組長手当(年額5千円) 1万円に(S63年より)
5. 会計監査2名から1名に(H5年より)
6. 会計監査(役員会で選出)前年度の会計が行うに変更(H6年より)
7. 構成 5組から6組に(H7年より)
8. 区費集金を毎月から半年周期に(H11年より)
9. 弔慰金について同居家族の死亡(3000円)を 5000円に(H11年より)
10. 積立金、100円 徴収をやめる。(H15年より)
11. 区費を350円から450円に変更、積立金を区費に入れる。(H15年より)
12. 区費を450円から350円に変更(H16年より)
13. 第1条を「(名称及び事務局)本区を沖田第2区と称し、事務局を区長宅に置く。」に変更する。(H17年より)
14. 第15条の(1)項を「本区の出納業務は、会計がこれに当り、貯金先は宮崎銀行と平原郵便局とする。」に変更する。(H17年より)

以上

沖田第二区平成24年度 活動計画 (案)「活動にあたっての基本的考え方」

昨年の3.11以来「絆・助け合い」という言葉を聞く機会がなんと多く、そして考えさせられた事でしょう。

私たちの沖田第二区の自治会活動もまさに「絆・助け合い」の活動である事に間違いありません。

この事を基本に諸活動・課題に努め「安全、安心、親睦の輪の広がる」地区を目指します。

主な行事と重点課題主 行 事

環境クリーンデー	6月下旬予定	沖田公園・ふれあい広場・ごみステーション点検等
敬老の集い	9月中旬予定	例年会場の変更を検討 (南老人福祉センター)
歩こう会	10月下旬予定	防災訓練と合わせて実施
親睦スポーツ大会	10月予定	ミニバレー・グラウンドゴルフ希望者募集の大会

重点課題

- | | |
|----------------|-----------------------|
| ・ 青空公民館設置 | 第5号議案内容 |
| ・ 無線放送設備可能性の検討 | 地区連絡・防災放送・市防災無線等に有効 |
| ・ 区防災マップ図の整備 | 防災・防犯設備・環境施設等一覧出来る案内図 |

沖田第二区内の団体の支援体制

- ① 沖田第二区福祉推進チーム
- ② グラウンドゴルフ沖田クラブ(兼)公園愛護会
- ③ 沖田高齢者クラブ 悠和会
- ④ 沖田第二区子供会

以上の4団体が活躍されています。補助金を含めて区として応援していきます。



平成24年度 沖田第二区予算書

平成24年4月13日

区長 XXXXXXXXXX
 会計 XXXXXXXXXX

1・収入の部

(単位:円)

勘定科目	23年度決算額	24年度予算額	差額(予一決)	備 考
区費徴収	913,000	908,600	-4,400	213戸*350*12・AP大東建14,000(前期8000+後期6000)
入会金	3,700	0	-3,700	XXXXXXXXXX
補助金	219,200	219,200	0	防犯灯=8,1600 敬老補助金=13,700 コミ指導員環境整備=94,400 康長寿=23,500 交通課=6,000
預貯金利子	1,571	1,600	29	郵便局・宮銀普通・宮銀定期
雑収入	40,000	30,000	-10,000	XXXXXXXXXX さんより街灯代・GG沖田クラブ(アルミ缶売却金)
合計	1,177,471	1,159,400	-18,071	
前期繰越金	3,722,186	3,427,470	-294,716	
総合計	4,899,657	4,586,870	-312,787	

2・支出の部

(単位:円)

勘定科目	23年度決算額	24年度予算額	差額(予一決)	備 考
区役員手当	162,000	162,000	0	区長6万・会計4.2万・組長1万*6人分
会議費	63,416	65,000	1,584	役員会・区長会・福祉・場所代等
防犯灯管理費	45,480	50,000	4,520	防犯灯交換・修理費(セブンプラザ・オリタ電気)
電気料	186,136	190,000	3,864	防犯灯電気料(九電支払費)
消防負担金	60,000	60,000	0	消防団32部 300円*200戸分
自主防災資金	151,911	150,000	-1,911	・防災訓練、消火器薬品代等
各種募金	126,600	126,600	0	日赤・歳末助合い・社協・祭り延岡・南中青少年育成会等
子供会補助	20,000	20,000	0	子供会青少年育成
GG沖田クラブ	30,000	30,000	0	公園愛護会
悠和会補助	30,000	30,000	0	高齢者クラブ
推進チーム補助金	30,000	30,000	0	福祉活動
神社奉納金	30,000	30,000	0	春日神社・愛宕神社
消耗品費	37,966	40,000	2,034	事務用品・コピー代費
環境整備費	94,400	100,000	5,600	ゴミステーション維持管理費 その他
行事活動費	98,743	100,000	1,257	環境ガンダー・ミニバレー大会・グランドゴルフ大会
敬老費	272,450	270,000	-2,450	敬老会費用・不参加者記念費代・謝礼
備品修繕費	8,085	20,000	11,915	団地内備品整備費
予備費	25,000	30,000	5,000	慶弔費・その他
合計	1,472,187	1,503,600	-31,413	
次期繰越額	3,427,470	3,083,270	-344,200	
総合計	4,899,657	4,586,870	-312,787	



沖田第2区 平成25年度コミュニティ助成事業備品台帳（案）

項 目	仕 様	数 量
沖田第2区屋外放送設備		
1) 屋外拡声親機設備		
沖田第一街区公園に設置		
拡声装置	屋外設置120W	1
チャイム付マイク	屋外設置ボックス収納	1
ステンレス収納ボックス	屋外設置全天候型	1
屋外用スピーカ	屋外設置全天候型	4
無線装置	屋外設置	1
コンクリート柱	12m	1
2) 屋外拡声受信機設備		
沖田町公園（通称 沖田二区ふれあい広場）に設置		
受信機	屋外設置全天候型	1
拡声装置	屋外120W	1
ステンレス収納ボックス	屋外設置全天候型	1
屋外用スピーカ	屋外設置全天候型	3
コンクリート柱	12m	1

御 見 積 書

見積書第0120603号

平成 24年 7月 5日

沖 田 第 2 区 御 中

下記の通り御見積り申し上げますので御用命下さいます様お願い申し上げます。

受渡期限	別途御打合せ
受渡場所	御指定場所
支払条件	御検収後現金
見積有効期限	本日より

〒882-0856
延岡市北5丁目15番1号
有限会社 三原無線
代表取締役 三原 達也
TEL 0982-33-4949
FAX 0982-32-5734

総見積金額 ¥ 1,977,150.-

品 名 ・ 仕 様	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
沖田第二区 無線放送装置	1	式		1,977,150.	
- 内 訳 -					
120Wウオールアンプ GV-120	1	台		150,000.	
チャイム付マイクロホン MC-301	1	個		21,000.	
セパレートホーン H-510A+P-350T+UCS-51A	2	式	33,000	66,000.	
ストレートホーン H-510L+P-350T+UCL-41A	2	式	60,000	120,000.	
スピーカ取付金具	4	式	26,000	104,000.	
無線送信機+プラBOX HX815	1	式		85,000.	
無線用コントローラー 6芯ケーブル10m	1	式		20,000.	
12mコンクリート電柱+建柱工事	1	基		160,000.	
ステンレスアンプ収納ケース + 取付金具	1	式		80,000.	
ステンレス収納ケース + 取付金具	1	式		35,000.	マイク収納
- 出先放送 - 1ヶ所					
120Wウオールアンプ GV-120	1	式		150,000.	
無線受信器+プラBOX HX815	1	式		85,000.	
受信用コントローラー-6芯ケーブル・保護用パイプ	1	式		20,000.	
12mコンクリート電柱+建柱工事	1	基		160,000.	
セパレートホーン H-510A+P-350T+UCS-51A	3	個	33,000	99,000.	
スピーカ取付金具	3	個	26,000	78,000.	
ステンレスアンプ収納ケース + 取付金具	1	式		80,000.	
- 取付工事 -					
電気工事	2	式	45,000	90,000.	
取付工事. 取付調整	2	式	50,000	100,000.	
その他の雑材	2	式	20,000	40,000.	
諸 経 費	1	式		40,000.	
防災無線連動機器 (若葉南)	1	式		100,000.	
消 費 税	1			94,150.	
		合 計		1,977,150.	

1. システム概要

本システムは従来の自治会有線放送設備の伝達経路を、有線からワイヤレス（無線方式）に変えたもので、有線放送特有の断線で放送できないことを解消するシステムです。

基本システムの構成は屋外親機と屋外拡声受信機からなり、地域内全域に対しての放送を可能にするシステムで構成されています。

2. システム構成

2-1 拡声親機設備（沖田第一街区公園に設置）

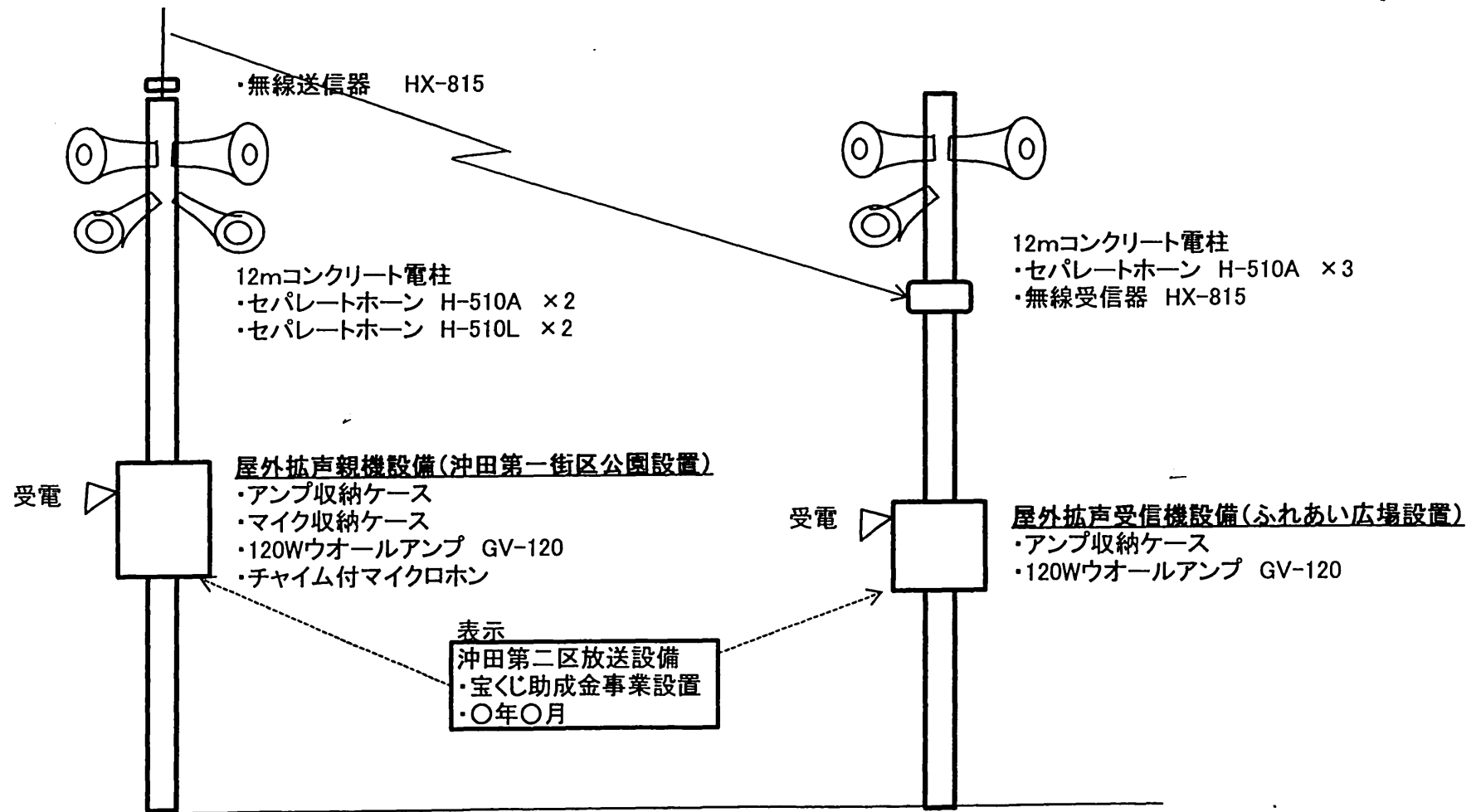
名 称	数 量	仕 様
拡声装置	1 台	屋外設置 120W
チャイム付マイク	1 個	屋外設置BOX収納
ステンレス収納BOX	1 台	屋外設置全天候型

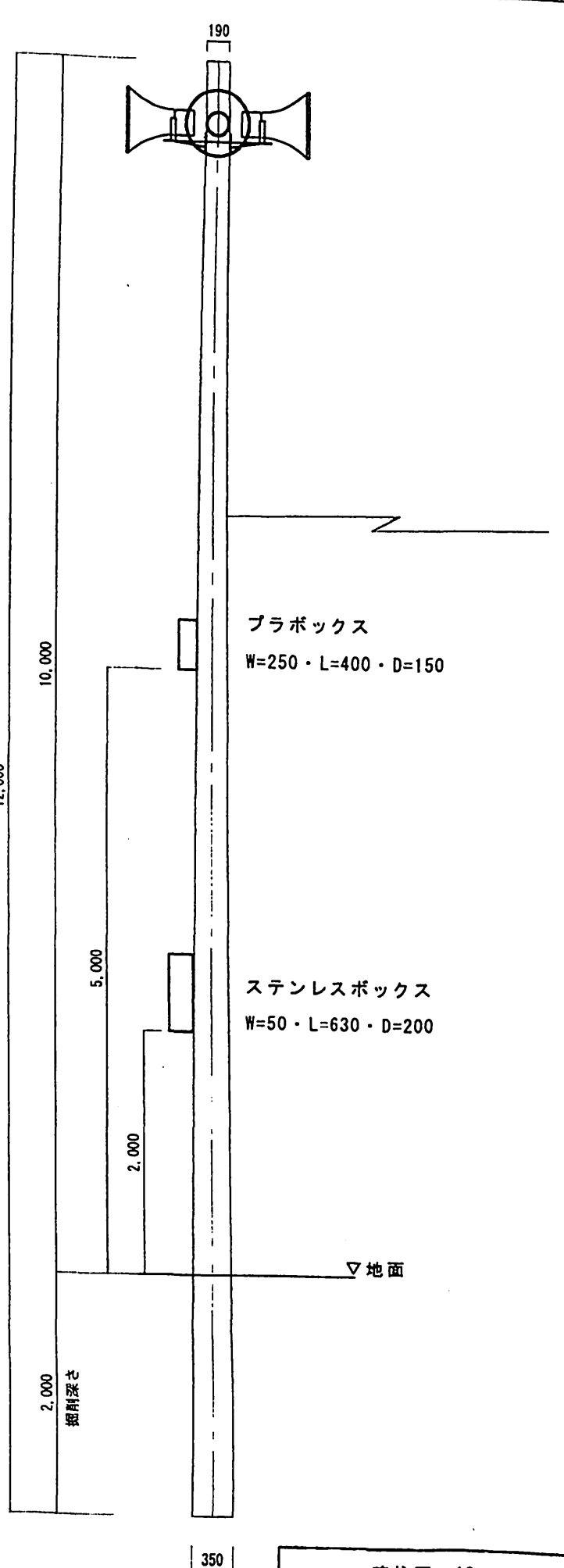
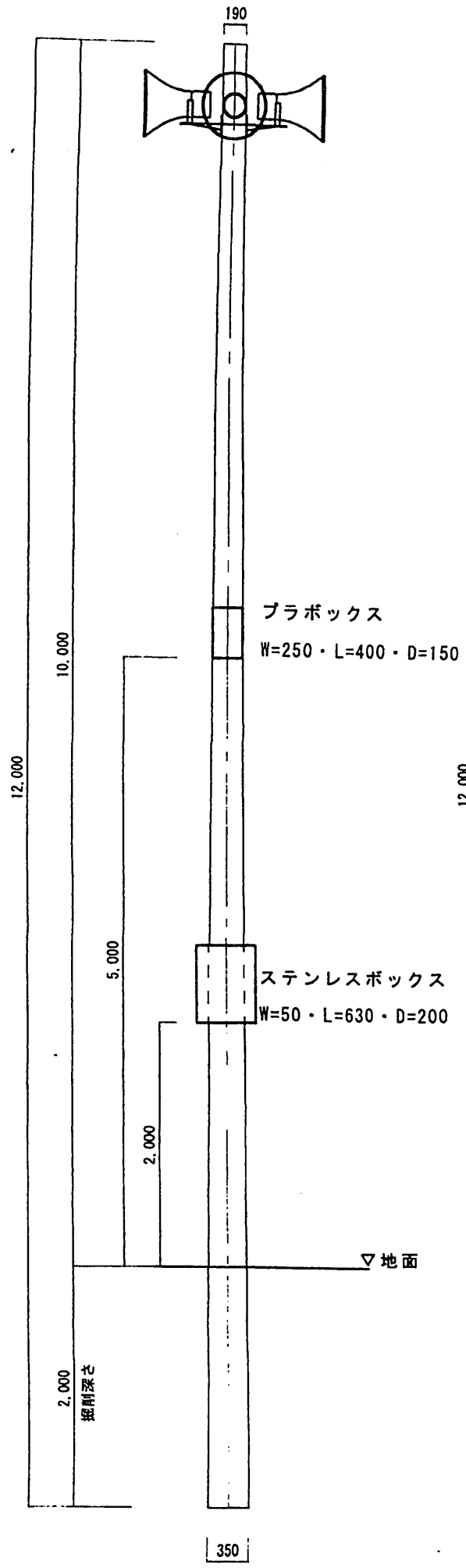
名 称	数 量	仕 様
屋外用 スピーカ	4 本	屋外設置全天候型
無線装置	1 台	屋外設置
コンクリート柱	1 基	12m

2-2 屋外拡声受信機設備（沖田二区ふれあい広場設置）

名 称	数 量	仕 様
受信器	1 台	屋外設置全天候型
拡声装置	1 台	屋外 120W
ステンレス収納BOX	1 台	屋外設置全天候型
屋外用 スピーカ	3 本	屋外設置全天候型
コンクリート柱	一基	12m

無線放送システム系統図 (延岡市 沖田第二区)

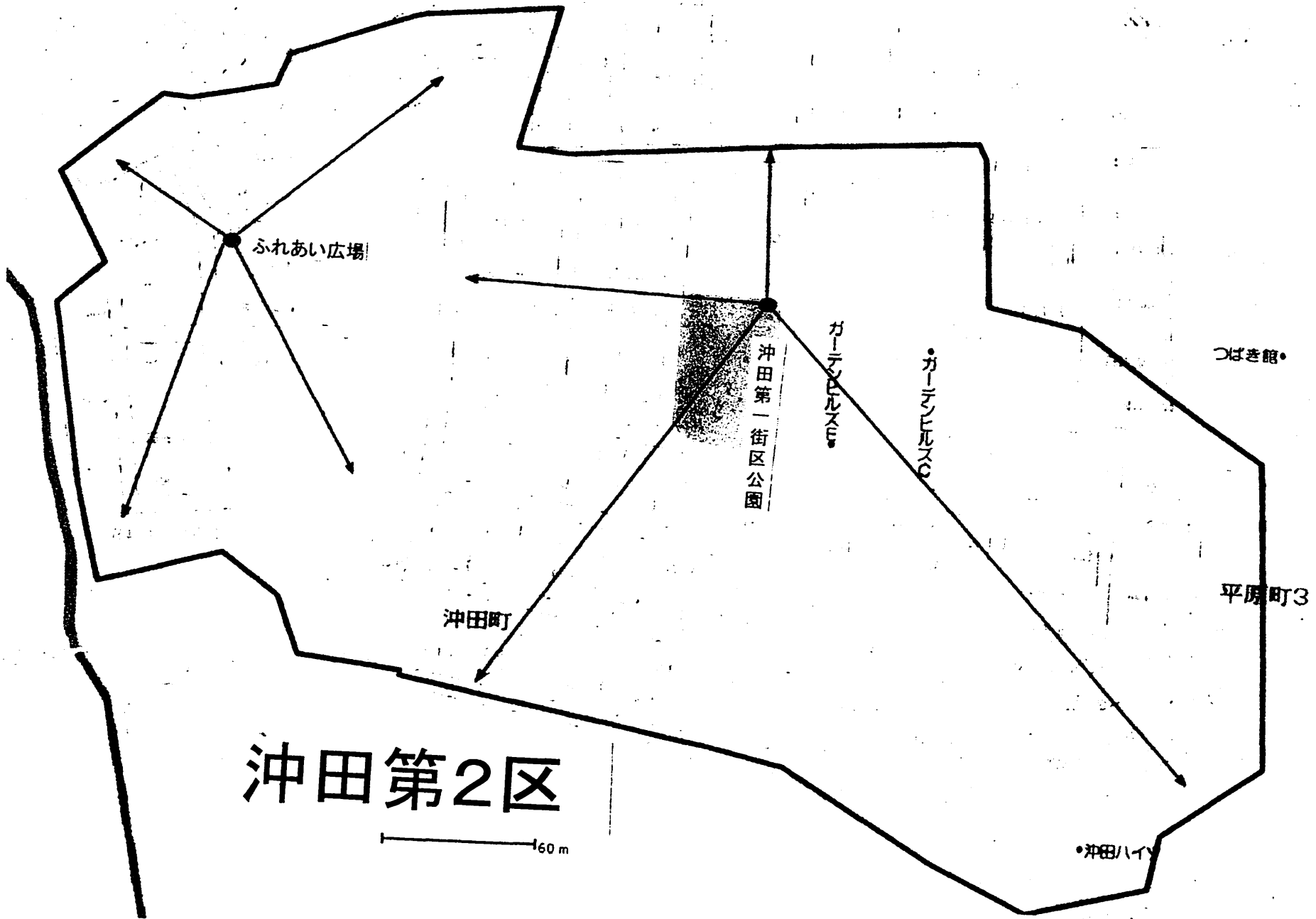




装柱図 12m	
会社名	(有) ハラ無線
作図	██████████

吾妻町1

沖田第2区 スピーカー方向イメージ図



沖田第2区

60 m



沖田第一街区公園

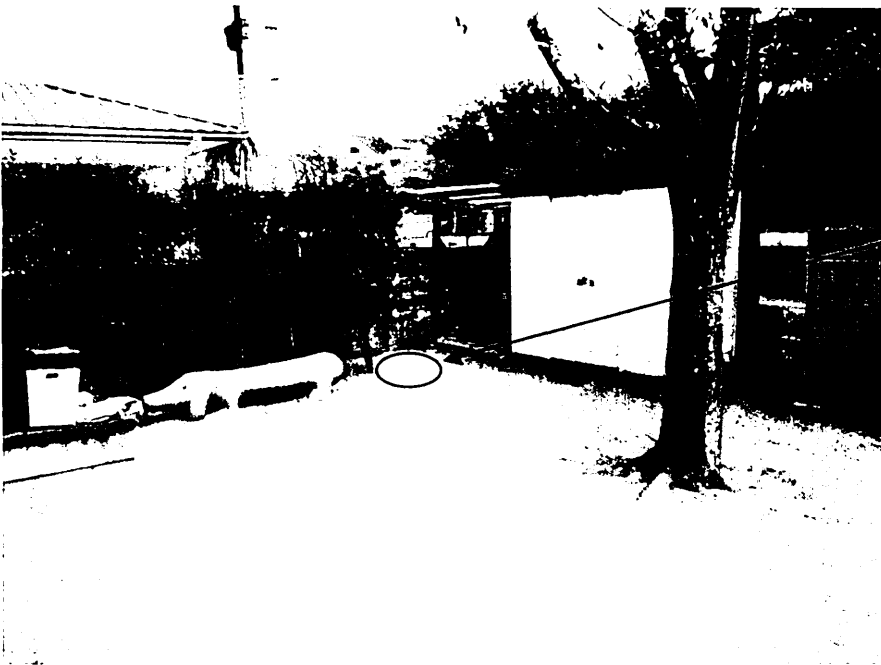
現場写真

屋外拡声親機設備

建設予定地

(公園敷地内北東

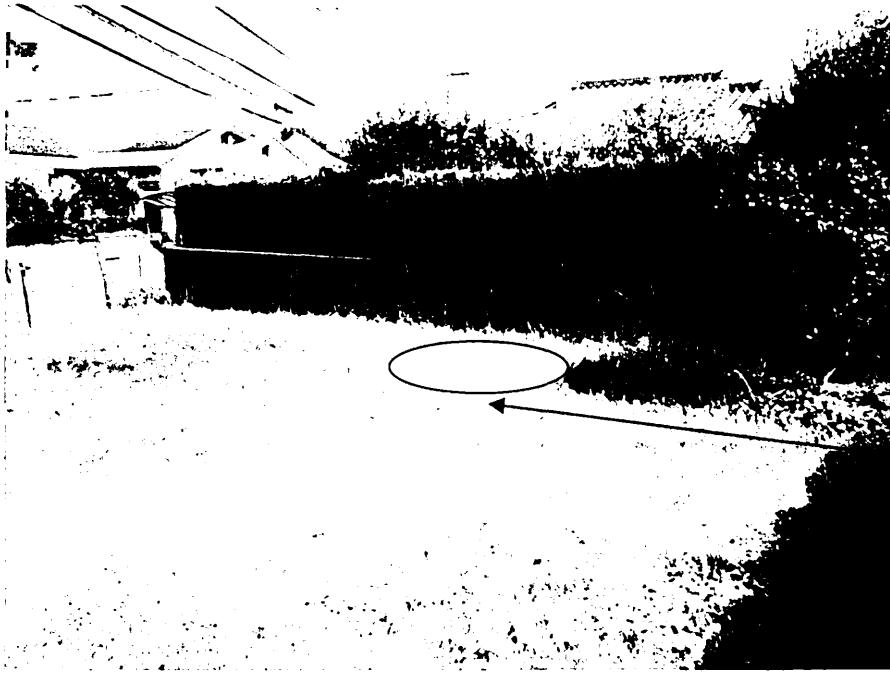
ワンちゃんベンチ横)



建設予定地



建設予定地



沖田町公園

(沖田二区ふれあい
広場)現場写真

屋外拡声受信機設置
し
建設予定地

(敷地内東端)



建設予定地

土地 使用 承諾 書

沖田第2区 殿

沖田第2区屋外放送設備に伴い、下記記載の屋外拡声受信機（コンクリート柱等）の設置場所として使用することを、下記のとおり承諾いたします。

記

設置場所： 延岡市沖田町 2531-124 （沖田第1街区公園内）
延岡市沖田町 2637 番地 29 （沖田町公園内）

使用期間： 設置の日から当該設備の耐用年数を経過（使用不能）の日まで

賃借料： 減 免

その他： この「土地使用承諾書」は年度毎の更新になります。
設置箇所については、設置前に立会のもと決定します。

平成24年10月12日

所有者

住 所 延岡市東本小路2番地1

氏 名 延岡市
延岡市長 首藤 正 治



(別添1)

申請 総 括 表

提出先
市町村課行政担当 巽
tatsumi-yuji@pref.miyazaki.lg.jp
全市町村必ず提出してください。
提出期限 平成24年 月 日 ()

市町村名	03 延岡市		
担当課・係名	経営政策課市民協働係		
(ふりがな)	かねもり ひろき		
担当者名	兼森 大樹		
電話番号	直通・代表	0982-22-7079	
E-mail	kvodo@city.nobeoka.miyazaki.jp		

平成25年度事業申請予定	有
--------------	---

1 一般コミュニティ助成事業 (申請件数 1 件)

実施主体	沖田第2区	申請額	1,900,000円		
事業内容	屋外放送設備整備				
申請実績	無	(有の場合は右欄も記入)	申請年度	年度	採択
支所、教育委員会等(コミュニティ助成連絡調整担当以外)で申請書を作成する場合、作成者の氏名・連絡先電話番号					
実施主体		申請額			
事業内容					
申請実績		(有の場合は右欄も記入)	申請年度	年度	採択
支所、教育委員会等(コミュニティ助成連絡調整担当以外)で申請書を作成する場合、作成者の氏名・連絡先電話番号					
実施主体		申請額			
事業内容					
申請実績		(有の場合は右欄も記入)	申請年度	年度	採択
支所、教育委員会等(コミュニティ助成連絡調整担当以外)で申請書を作成する場合、作成者の氏名・連絡先電話番号					

2 コミュニティセンター助成事業 (申請件数 件)

実施主体		申請額			
事業内容					
申請実績		(有の場合は右欄も記入)	申請年度	年度	採択
支所、教育委員会等(コミュニティ助成連絡調整担当以外)で申請書を作成する場合、作成者の氏名・連絡先電話番号					

3 青少年健全育成助成事業 (申請件数 件)

実施主体		申請額			
事業内容					
申請実績		(有の場合は右欄も記入)	申請年度	年度	採択
支所、教育委員会等(コミュニティ助成連絡調整担当以外)で申請書を作成する場合、作成者の氏名・連絡先電話番号					

4 共生の地域づくり助成事業 (申請件数 件)

実施主体		申請額			
事業内容					
申請実績		(有の場合は右欄も記入)	申請年度	年度	採択
支所、教育委員会等(コミュニティ助成連絡調整担当以外)で申請書を作成する場合、作成者の氏名・連絡先電話番号					

※ 申請予定について、該当の有無をリストから選択し、適宜記載の上、提出してください。
※ 記入欄が足りない場合には、適宜用紙の追加をお願いします。

提出前チェック表

(別添2)

(一般コミュニティ助成事業)

『○』=OK, 『-』=該当なし・添付不要 (×や空欄になる場合は申請書に不備があります。修正してください。)

市町村名	延岡市	実施主体名	沖田第2区
担当者所属	経営政策課市民協働係		担当者名 兼森 大樹
電話番号	0982-22-7079	メールアドレス	kyodo@city.nobeoka.miyazaki.jp
チェック欄	全般事項		
<input type="checkbox"/>	申請書の大きさはA4サイズで、片面印刷か。		
<input type="checkbox"/>	2部作成したか。		
<input type="checkbox"/>	インデックス等をつけていないか。		
<input type="checkbox"/>	事業実施主体の名称が、必要な書類全部で統一されているか。		
<input type="checkbox"/>	必要な書類は全てそろっているか。		
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 申請書(様式1) <input type="checkbox"/> 事業実施主体規約(事業実施主体が市町村の場合は不要。) <input type="checkbox"/> 事業実施主体のH24年度事業計画(事業実施主体が市町村の場合は不要) <input type="checkbox"/> 事業実施主体のH24年度予算書(事業実施主体が市町村の場合は不要) <input type="checkbox"/> 管理運営規程(既存の規程がない場合は案で可。) <input type="checkbox"/> 金額積算根拠(見積書等) コピー可。 <input type="checkbox"/> 土地登記簿謄本(土地を要する場合。コピー可) <input type="checkbox"/> 公図(土地を要する場合。コピー可。) <input type="checkbox"/> 土地が使用できる根拠書類(契約書・承諾書等) <input type="checkbox"/> 建物で使用できる根拠書類(契約書・承諾書等。備品の保管場所についても必要。)		
チェック欄	申請書		
<input type="checkbox"/>	平成25年度事業用の様式を使用しているか。		
<input type="checkbox"/>	発出者名は都道府県から書いているか。例：宮崎県 ○○町長 △△△△		
<input type="checkbox"/>	結成年月日、市町村人口、該当地域人口に誤りはないか。		
<input type="checkbox"/>	人口は直近の人口を記入しているか(4月の人口)		
-	市町村が主体となる場合には、「2 事業実施主体として認められることの説明」欄にコミュニティ組織の数等によりコミュニティ組織が事業実施主体となるよりも市町村が主体となるのが効率的で、コミュニティ活動の支援に直結する理由を記載しているか。		
<input type="checkbox"/>	事業実施主体の電話番号を記入しているか(無い場合は会長宅の電話番号)		
<input type="checkbox"/>	4(2)事業計画の内容に記載した規格、数量、価格は見積書と一致しているか。		
<input type="checkbox"/>	事業費の積算に計算誤りはないか。		
<input type="checkbox"/>	事業費は見積書等の合計額と一致しているか。(見積書の税込・税抜に注意)		
<input type="checkbox"/>	事業費に宝くじ社会貢献広報用のシール印刷代は含めているか。		
<input type="checkbox"/>	助成金額は100万円以上250万円以下で10万円単位となっているか。		
<input type="checkbox"/>	「5 宝くじの社会貢献広報の仕方」にシールの表示場所・大きさを記入しているか。		
<input type="checkbox"/>	「5 宝くじの社会貢献広報の仕方」に記載したマーク表示方法は実現可能なものか。また、宝くじの広報効果が十分に発揮されるものか。		
<input type="checkbox"/>	広報誌の発行予定日は「平成○○年○○月○○日」と記載しているか。		
チェック欄	事業実施主体の事業計画及び決算書		
<input type="checkbox"/>	平成24年度のものか。		
<input type="checkbox"/>	決算書を添付していないか。		
<input type="checkbox"/>	予算書は「(案)」の文字を消してあるか。		
チェック欄	管理運営規程		
<input type="checkbox"/>	備品等の場合には、備品台帳(案)が添付されているか。		
<input type="checkbox"/>	既存の規程がなく、規程案を提出する場合、「○○規程(案)」と表示しているか。		
<input type="checkbox"/>	規程案の提出の場合、施行年月日は空欄になっているか。		
チェック欄	金額積算根拠(見積書等)		
<input type="checkbox"/>	宛名は事業実施主体名になっているか(事業実施主体と1文字でも違う場合は差替え)		
<input type="checkbox"/>	日付は入っているか。		
<input type="checkbox"/>	税込・税抜、税額は明確になっているか。事業費積算に消費税額分は算入しているか。		
-	備品購入の場合、品番が記入されているか。		
チェック欄	土地登記簿謄本、公図		
<input type="checkbox"/>	ベンチの設置等、固定物でなくても土地を要する場合は添付されているか。		
<input type="checkbox"/>	申請日以前3ヶ月以内に発行されたものか。		
<input type="checkbox"/>	地番が事業用地と一致しているか。		
<input type="checkbox"/>	相続、抵当権その他権利関係の未済はないか。(あれば申請不可)		
チェック欄	土地が使用できる根拠書類(契約書・承諾書等)		
-	土地所有者が複数いる場合、全員から契約書・承諾書等をとっているか。		
<input type="checkbox"/>	地番が登記簿謄本その他の書類と一致しているか。		
チェック欄	建物が使用できる根拠書類(契約書・承諾書等)		
-	必要な場合に添付されているか。		
-	備品の保管場所に建物を利用する場合、建物の所有者が事業実施主体と同じであっても、①建物所有者の説明と②備品を保管することが可能であることが確認できる書類を添付しているか。		

一般コミュニティ助成事業 申請概要一覧表							※センター使用欄	
順位	市(区)町村名 フリガナ	実施団体名 フリガナ	市(区)町村名	実施団体名	助成申請額 (千円)	事業内容	助成決定額 (千円)	備考
1	ノベオカ	オキタダイニク	延岡市	沖田第2区	1,900	屋外放送設備の整備		
2								
上位20件合計				1件	1,900		0件	0
総計				1件	1,900		0件	0